

東京海洋大学海洋工学部学生表彰規則

平成21年1月5日
海洋大規第3号

改正 平成28年1月14日 海洋大規第81号

(目的)

第1条 この規則は、東京海洋大学海洋工学部（以下「海洋工学部」という。）学生の勉学促進及び勉学意欲醸成の一助とするため、成績優秀者及び成績向上者を表彰することを目的とする。

(表彰対象学生)

第2条 表彰の対象は、海洋工学部各学科及び各コースで次の各号の一に該当する学生とする。

- 一 各年次で成績が特に優秀な者（以下「成績優秀者」という。）若干人
- 二 連続する2学年の間に成績の向上が著しい者（以下「成績向上者」という。）若干人

(表彰時期)

第3条 表彰の時期は、次のとおりとする。

- 一 成績優秀者については、1年次、2年次又は3年次の確定した成績に基づきそれぞれ次年度初めに表彰する。
- 二 成績向上者については、1年次から2年次、又は2年次から3年次にそれぞれ著しく成績が向上した者を3年次若しくは4年次の年度初めに表彰する。

(決定方法)

第4条 表彰の対象となる学生は、「東京海洋大学海洋工学部における成績評点システムに関する申合せ」（平成18年2月9日海洋大規第332号）に規定するGPA（成績評点平均；Grade Points Average）データ等を用いて、海洋工学部長（以下「学部長」という。）が決定する。

- 2 表彰の対象となる学生決定における詳細な基準は、海洋工学部学科主任会議（以下「学科主任会議」という。）の議を経て学部長が別に定める。
- 3 前項の規定により定めた基準は、学生に公表する。

(表彰方法)

第5条 表彰対象学生には、海洋工学部長が、表彰状及び副賞を授与する。

- 2 前項の表彰状の様式及び副賞については、学科主任会議の議を経て学部長が別に定める。

(事務)

第6条 表彰に係る事務は、越中島地区事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、海洋工学部学生の表彰に関し必要な事項は、学科主任会議の議を経て学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条各号の規定に基づき表彰の対象となった学生を、東京海洋大学学生表彰規則（平成16年4月1日海洋大規第199号）第3条の規定に基づく学生として、学部長が学長に推薦することを妨げるものではない。

附 則（平成28年海洋大規第81号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。